

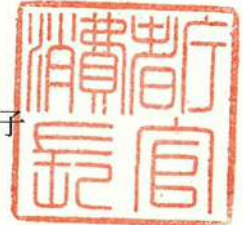


甲第1号証

消制度第123号
令和元年8月21日

特定非営利活動法人消費者機構日本
理事長 藤井 喜継 殿

消費者庁長官 伊藤 明子



適格消費者団体の認定の有効期間の更新をした旨の通知書(通知)

貴法人から令和元年6月21日付けでされた消費者契約法(平成12年法律第61号)第17条第3項の申請については、同条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣が認定の有効期間の更新をしたので、同条第6項の規定により準用する同法第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知する。

記

- 1 適格消費者団体の名称
特定非営利活動法人消費者機構日本
- 2 適格消費者団体の住所
東京都千代田区六番町15番地
- 3 差止請求関係業務を行う事務所の所在地
東京都千代田区六番町15番地
- 4 認定の有効期間の更新をした日
令和元年8月20日
(更新後の認定の有効期間は、令和7年8月22日まで)

以上